第18講

医学・自然科学系(4)

受動喫煙

チャプター1

資料読解

生徒メモ欄

【資料1】～【資料7】は「受動喫煙」に関連した資料である。

【資料1】　性・年齢階級別にみた喫煙している者の割合の年次比較(20歳以上)

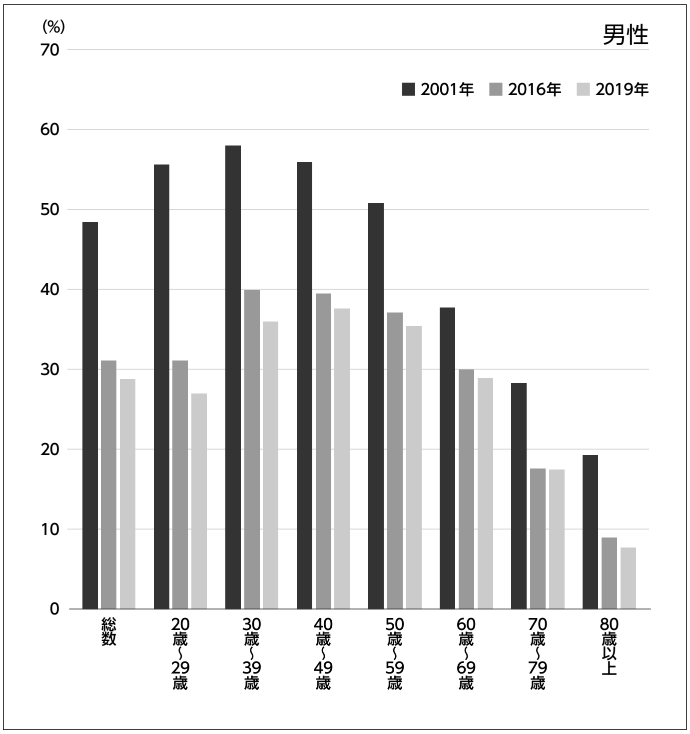

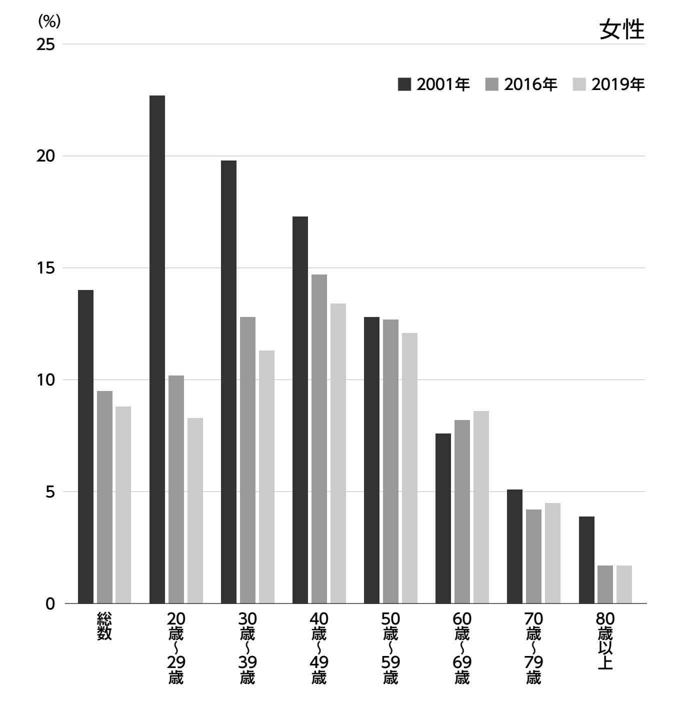

注：1）入院者は含まない。
　2）2016年の数値は，熊本県を除いたものである。

出典：厚生労働省　2019年　国民生活基礎調査の概況

【資料2】　受動喫煙，肺がんリスク1.3倍　がんセンター
　因果関係「確実」と指摘

1　国立がん研究センターは30日，家庭や職場など人が集まる場所で周りが吸ったたばこの煙にさらされる受動喫煙がある人は，肺がんにかかるリスクが約1.3倍に高まるとする研究結果を発表した。同センターはこれまで受動喫煙が招く肺がんのリスク評価を「ほぼ確実」としてきたが，科学的な裏付けがとれたとして「確実」に引き上げた。予防対策などに生かす。国立がん研究センターがん対策情報センターの若尾文彦センター長は「日本の受動喫煙対策は世界の中で最低レベルにある。東京五輪を契機に屋内完全禁煙を実施する必要がある」と訴えた。

2　研究グループは受動喫煙と肺がんの関連を示した426本の論文のなかから，1984年から2013年に発表された9本の論文を選び，たばこを吸わない人が受動喫煙によって肺がんになるリスクを分析した。その結果，受動喫煙のある人はない人より肺がんにかかるリスクが1.28倍だった。

生徒メモ欄

生徒メモ欄

受動喫煙と肺がんの関係は80年代から指摘されていたが個別の研究では科学的な根拠が無く，リスクを高めるかどうかは確実とは言い切れなかった。複数の論文をそろえて分析したことで，受動喫煙が肺がんのリスクを高めることが確実となった。研究結果を踏まえ，同センターは喫煙，飲酒，食事など6項目で予防法を示している「日本人のためのがん予防法」でも現行の「他人のたばこの煙をできるだけ避ける」から「煙を避ける」と修正した。

3　受動喫煙は肺がんだけでなく，循環器疾患や呼吸器疾患などにも影響する。厚生労働省研究班は受動喫煙が原因で死亡する人は，肺がんや脳卒中などを含めて国内で年間1万5千人に達するとの推計をまとめている。同センターの片野田耕太・がん登録統計室長は「遅きに失した感はあるが，対策を急ぐ必要がある」と話す。

出典：受動喫煙、肺がんリスク1.3倍　がんセンター　日本経済新聞 2016年8月31日

【資料3】　煙の影響，出生体重軽く

1　子どもの受動喫煙は胎児の時から始まっている。

2　全国の母子約10万組が参加する，環境省の「エコチル調査」のデータを分析した研究によると，妊娠中も喫煙していた母親から生まれた新生児の体重は，非喫煙者の母親の新生児より男児で136グラム，女児で124グラム少なかった。

3　煙の中の有害物質が母親の血液を通じて胎児に回ると，酸素が十分行き渡らなかったり，胎盤が育たずに胎児に栄養がきちんと届かなかったりするなど，様々な影響がもたらされるためでは，と考えられている。

4　「受動喫煙によって低体重で生まれると，肥満になりやすくなるという研究結果もある」と，研究を担当した鈴木孝太・愛知医科大学教授は話す。

5　苦しい環境で赤ちゃんは育とうとして，エネルギーを体にため込みやすい体質になる。生まれた後に栄養状態が改善されても体質は変わらないので,太りやすくなると考えられている。

6　母親だけでなく，父親など同居する家族に喫煙者がいると，出生時の体重が50～100グラム軽かったという報告もある。「子どもは環境を選べない。一番に配慮されるべき立場だ」と鈴木さんはいう。

出典：(1分で知る)たばこ：3　煙の影響、出生体重軽く　朝日新聞 2017年4月19日　朝日新聞社に無断で転載することを禁じる、又、資料のコピーおよび拡散を禁じる　承諾番号24-1282

【資料4】 自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会（受動喫煙）を有する者の割合の年次比較（20歳以上，男女計，現在の喫煙者を除く）（平成15年，20年，23年，25年，27年，28年，29年，30年，令和元年）

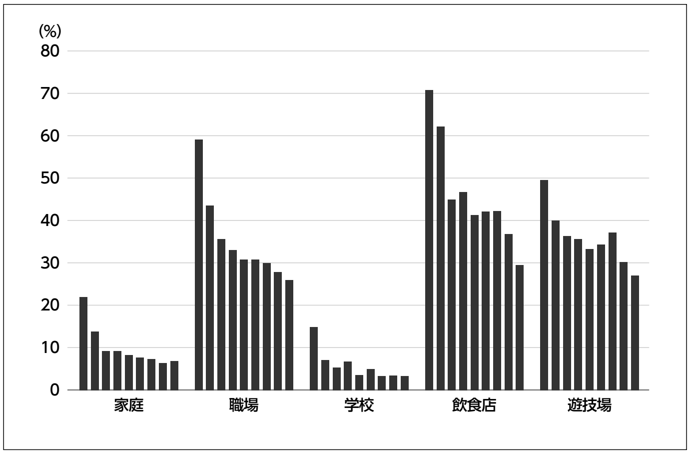

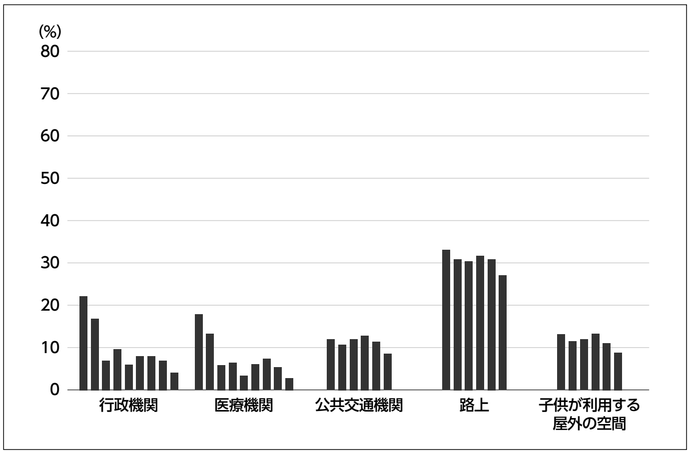

左から順に、平成15年，20年，23年，25年，27年，28年，29年，30年，令和元年。ただし、公共交通機関、路上及び子供が利用する屋外の空間は、左から順に平成25年，27年，28年，29年，30年，令和元年。

※「あなたはこの1ヶ月間に，望まずに自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会（受動喫煙）がありましたか」についての統計データ。
※「現在の喫煙者」とは現在習慣的に喫煙をしている者。
※「受動喫煙の機会を有する者」とは，家庭：毎日受動喫煙の機会を有する者，その他：月1回以上受動喫煙の機会を有する者。
※学校，飲食店，遊技場などに勤務していて，その職場で受動喫煙があった場合は，「職場」欄に回答。
※屋内，屋外等，受動喫煙が生じた場所や場面は不明。
出典：厚生労働省 令和元年 国民健康・栄養調査結果の概要

生徒メモ欄

生徒メモ欄

【資料5】 屋内の原則禁煙，きょう全面施行　オフィス・飲食店など対象

1　改正健康増進法が4月1日に全面施行される。住宅や旅館・ホテルなどの客室をのぞくすべての施設や公共交通機関が，原則として屋内禁煙になる。東京都内では同日，さらに厳しい受動喫煙防止条例も全面施行される。

2　改正法は昨年7月に一部施行された。学校や病院，行政機関では，たばこが吸えるのは屋外の決められた場所だけとなり，屋内は完全禁煙となった。

3　4月1日の全面施行では，これに加えて，オフィスや飲食店などその他の施設にも規制の対象が広がる。屋内に喫煙専用室を設けることはできるが，原則として禁煙となる。

4　ただし飲食店には例外が設けられており，客席面積が100平方メートル以下で個人または中小企業の既存店なら喫煙が認められる。厚労省の推計では，全国の飲食店の55％が該当するという。「経過措置」と説明されているが，期限は決まっていない。

5　これに対し，都条例では飲食店の面積に関係なく，従業員を1人でも雇っている店は原則禁煙となる。都内の飲食店の約84％（約13万軒）が該当し，国の規制対象を大きく上回る。専用室を設ければ，中で吸うことは出来るが，都が1月にアンケートしたところ1842店から回答があり，専用室を設けると答えたのは全体の5%にとどまった。

6　改正法でも都条例でも，禁煙以外の施設では「喫煙可能店」「喫煙専用室あり」などの掲示が義務づけられる。禁煙エリアで喫煙した場合，改正法では30万円以下，都条例では5万円以下の過料が科せられる。都道府県知事らの指導や勧告，命令に従わない場合に適用される。

出典：屋内の原則禁煙、きょう全面施行　オフィス・飲食店など対象
朝日新聞2020年4月1日　朝日新聞社に無断で転載することを禁じる、又、資料のコピーおよび拡散を禁じる　承諾番号24-1282

【資料6】 有限会社アクアテクニカルの取り組み：重要な経営課題として，受動喫煙対策を実施！

1　当社で受動喫煙対策をスタートしたきっかけは，働き方改革でした。

2　働きやすく，いきいきと仕事ができる会社にするためには，労働時間などに加えて清潔で快適な職場環境をつくる必要があると考えていました。それまで，当社では工場の入り口に喫煙所が設置されていて，非喫煙者もそこを通る

たびにタバコの煙を受けている状態でした。このままでは社員の健康に問題があると考え，受動喫煙対策に乗り出しました。

③　社会的に人手不足が叫ばれる中，クリーンで健康的に働ける職場環境は，働く人にとっても職場選びの重要な要素になります。そのため，人材確保という意味でも，“受動喫煙対策は経営上の課題”という認識をもって取り組みがはじまりました。

④　まずは喫煙や受動喫煙の健康被害を認識してもらうために，社内でセミナーを実施しました。

⑤　喫煙者の健康への影響はもちろん，自身の喫煙が周囲の人に及ぼす受動喫煙の被害についても周知徹底できたと思います。その上で，地元山口県宇部市が推進する，禁煙への補助制度「禁煙チャレンジ」に参加したり，喫煙に関する記事をピックアップして社内に掲示するなど，継続的な啓発を行いました。

⑥　さらに，喫煙所は非喫煙者が利用するスペースから10m以上離さなければいけない「10mルール」を設け，受動喫煙のない職場環境づくりに取り組みました。

⑦　10mルールに従い，喫煙所は工場入り口から離れた場所に移設されたので，空気がキレイになった気がします。ただ，それ以上に対策の効果として感じるのは，社員の意識の変化です。

⑧　受動喫煙に対する認識が低かった社員も，「家族に煙が届かないよう，外で吸うようになった」など，周囲への配慮をもつようになっています。そのような自分以外の人への配慮は，喫煙だけに限らず，各自の仕事にも良い影響を与えているように感じます。

⑨　社会的にタバコの煙への対策が進んでいますが，当社でもさらに良い職場環境をつくれるよう，継続的な取り組みを行っていきたいと考えています。

出典：厚生労働省　受動喫煙対策事例
https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/example/area3.php

【資料7】　行き場失う愛煙家「3密」回避で喫煙所閉鎖

①　新型コロナウイルスの影響で，街中の喫煙所の閉鎖が進んでいる。密集，密接，密閉の「3密」を満たし，感染拡大の温床となりかねないためだ。ただ，結果として閉鎖を免れた喫煙所に愛煙家が集中し，あふれて敷地外で喫煙する姿も散見される。思わぬ場で受動喫煙を生みかねず，専門家は

生徒メモ欄

生徒メモ欄

ルールを守るよう求める。

2　東京都庁の近くの新宿中央公園(東京・新宿)。大型連休明けの昼休み,喫煙所の周囲には250人以上の愛煙家が集まり,たばこを吸っていた。公園管理者がメガホンで喫煙所外で吸わないように呼び掛けたが,ほとんどに無視された。

3　区の担当者は「近隣ビルで喫煙所の閉鎖が相次ぎ,公園の喫煙所に集まるようになった」と説明する。喫煙所に入れるのは20～25人。入りきれなかった喫煙者たちの足元には吸い殻が散乱し,市民の憩いの場からはほど遠い。男性会社員(37)は「ダメなのはわかっているけど,ここにしか居場所がない」。収拾がつかなくなり,区は11日に喫煙所を閉鎖した。

4　新型コロナウイルスの感染防止策として,政府は3密の空間を避けるように呼びかけている。「喫煙所や喫煙室は典型的な例だ」。高崎健康福祉大の東福寺幾夫教授はそう指摘する。

5　日本禁煙学会(東京・新宿)は3月,感染者との濃厚接触の場になる恐れがあるとして喫煙所と喫煙室の閉鎖を提言した。都内の各区のホームページなどによると,杉並区は5月1日から15カ所の公衆喫煙場所の利用を停止。北区も4月27日から駅前の喫煙所など8カ所を閉鎖した。同学会によると,同様の動きは全国的に広がっている。

6　北海道庁本庁舎では,敷地内に唯一設けられていたプレハブの喫煙所が4月下旬に閉鎖された。道職員厚生課は喫煙所の窓を開け,「私語厳禁」の張り紙をして感染防止策を講じた。しかし昼時などは混み合い,外で喫煙する人も後を絶たず,閉鎖を決めた。

7　喫煙所は駐車場の予定地で,もともと5月末に閉鎖される予定だった。閉鎖が前倒しされ,たばこを吸う一般の来庁者からは「廃止するのでなく,どこかに設けてほしい」といった声も寄せられているという。

8　非喫煙者は受動喫煙が広がらないか懸念する。新宿中央公園で子ども2人と散歩していた阿部瑠理さん(42)は「喫煙所の閉鎖で,歩きたばこをする人が増えるのではないか」と心配する。「決まった場所で吸ってくれた方が小さな子どもを持つ親としては安心」と話す。

9　分煙社会の実現を目指す「喫煙文化研究会」の山森貴司事務局長は「喫煙を禁止されるような状況は愛煙家にとって過度なストレスとなる」と訴える。喫煙者に対しては「密にならないよう順番に喫煙所を使ったり,自宅で吸ったり

と，受動喫煙防止のルールを守ることを心がけてほしい」と求める。

⑽　一方，東福寺教授は「マスクを外して手でたばこを触って吸うことから，新型コロナが経口感染するリスクも高い」と説明。「オンラインの禁煙治療も広がっている。これを機に禁煙を考えてみてはどうか」と勧める。

出典：行き場失う愛煙家　「3密」回避で喫煙所閉鎖　日本経済新聞　2020年5月23日

＊資料については出題の都合上，原典を一部改変している。

（福岡県立大学　看護学部　2021）

生徒メモ欄

チャプター2

問題およびヒント

問題を見てみよう

提示された【資料1】～【資料7】のすべてを用いて，「受動喫煙の影響と対策」について800字程度で論じなさい。ただし，論述の際には，以下の3点について必ず言及すること。また，論述の際には資料番号を明記すること。

1）　我が国の喫煙者の状況
2）　受動喫煙の影響
3）　受動喫煙防止対策

解答案をつくってみよう

400

500

600

700

800

（　　　　字）

生徒メモ欄

教員記入欄

自己評価表

答案が完成したら、以下の表を用いて自己評価をしてみましょう。
5段階評価の基準は、巻末のルーブリックを参照してください。

設問の理解	出題の意図および背景の理解	S A B C F
意見（主張）	設問と意見との関係	S A B C F
	独自性・独創性・発展性	S A B C F
理由（根拠）	事実に基づいた論証	S A B C F
	重要性・問題性	S A B C F
論理性・簡潔性	適切な論理展開	S A B C F
	簡潔な記述	S A B C F
表記・表現	誤字・脱字	S A B C F
	段落の設定	S A B C F
	制限字数	S A B C F
	文体の統一	S A B C F
	表現技法	S A B C F

生徒メモ欄

教員記入欄

チャプター3

答案例①

日本の喫煙者の総数は年々減少していることが資料1から読み取れる。男女差では常に男性の喫煙者の方が多いが、男女とも高齢になるにつれて喫煙をやめる傾向があるようだ。

年々喫煙者が減少していくのは煙草の害が周知されたことにより、健康志向者が増加したためだと考えられる。受動喫煙者のリスクは、資料2によると肺がんリスクは受動喫煙のない人の約1.3倍であり、資料3によると新生児の体重減少につながるという。低体重で生まれた新生児は肥満になりやすいという研究もあり、一生関わってくる問題である。

受動喫煙対策として、資料5には2020年4月に施行された改正健康増進法が書かれている。これまでより多くの施設で、指定された喫煙所以外は原則すべて禁煙となり、資料7ではコロナ禍でさらに喫煙場所を失った喫煙者が多数いることが指摘された。

資料4によると、もともと受動喫煙は職場、飲食店、遊技場、路上で起こることが圧倒的に多い。したがってこれらの設備に喫煙場所を設け、分煙対策を取ることが受動喫煙防止には有効だろう。資料7に「喫煙文化研究会」の「喫煙を禁止されるような状況は愛煙家にとって過度なストレスとなる」という意見がある一方で、資料6には工場入り口にあった喫煙所を移し、社内セミナーを実施したことで社員の意識が高まり、周囲への配慮が喫煙だけでなく仕事にも影響を与えているようだとの意見もある。喫煙者を一方的に非難、排

除するのではなく、それぞれの立場を尊重した対策が望ましいだろう。

　喫煙しない人が受動喫煙によって健康を害す可能性が高まることが問題なのであるから、喫煙場所以外での喫煙を厳しく取り締まり、その代わり公共機関や路上でも一定の距離ごとに喫煙所を設ける対策が必要ではないだろうか。あるいは喫煙者は外出先では噛みタバコのような自分だけが楽しむ方法を選択することも方法の1つである。

(792字)

生徒メモ欄

教員記入欄

評価してみよう

答案例①を、以下の表を用いて評価してみましょう。
5段階評価の基準は、巻末のルーブリックを参照してください。

設問の理解	出題の意図および背景の理解	S	A	B	C	F
意見(主張)	設問と意見との関係	S	A	B	C	F
	独自性・独創性・発展性	S	A	B	C	F
理由(根拠)	事実に基づいた論証	S	A	B	C	F
	重要性・問題性	S	A	B	C	F
論理性・簡潔性	適切な論理展開	S	A	B	C	F
	簡潔な記述	S	A	B	C	F
表記・表現	誤字・脱字	S	A	B	C	F
	段落の設定	S	A	B	C	F
	制限字数	S	A	B	C	F
	文体の統一	S	A	B	C	F
	表現技法	S	A	B	C	F

生徒メモ欄

教員記入欄

チャプター4

答案例②

　日本の喫煙者の割合は減少傾向にあることが資料1から読み取れる。禁煙への動きを後押ししているのは、受動喫煙に対する啓発が進んだためだと考える。資料2、3でその根拠が示されている。受動喫煙がある人は肺がんリスクが約1.3倍に高まるという研究結果により因果関係が確実だと公表され、受動喫煙した胎児の出生体重は非喫煙者の母親から生まれる胎児より少なくなることやその後の体質にも影響することが明らかにされている。

　受動喫煙防止措置を強めた2020年の改正健康増進法は、家族や職場が喫煙者の健康維持を目的に禁煙を奨励するのではなく、国が国民全体の命を守る目的で動いた大きな転換だ。資料5によると、住宅や旅館、ホテルなどの客室を除くすべての施設や公共交通機関が原則屋内禁煙になる。オフィスも規制の対象となったが、この点は業界職種によって喫煙習慣に偏重があると思われるので一律対応を求めるのは難しいと感じる。さらに、資料6にある「各自の仕事にも良い影響を与えているように感じます」には根拠がなく、効果が曖昧だ。啓発目的で厚生労働省が発信するならば、より丁寧な分析に基づいた説得力が必要だと思う。

　また、法制度により喫煙場所を奪うことで受動喫煙機会を無くすというのは短絡的だと思う。資料7で取り上げられているが、行き場を失った愛煙家が身を寄せた喫煙所も過密や吸い殻の問題で閉鎖になるのでは、歩きた

ばこを横行させる懸念もあり本末転倒である。同資料内に愛煙家への喫煙禁止はストレスとなるとあるが、身近な喫煙者も禁煙を試みると、代わりに間食過食が進み別の疾患を生みそうだと言う。喫煙者自身の健康リスクもあることから禁煙を奨励するのは正しいが、煙ゼロを目指すのではなく、分煙社会が現実的な形であろう。資料4は受動喫煙機会のデータだが、同時にどこで喫煙したくなるのかを示している。こちらを参考に喫煙所を整備すると良い。さらに喫煙の代替になるものへの開発普及支援も得策だと考える。

(835字)

生徒メモ欄

教員記入欄

評価してみよう

答案例②を、以下の表を用いて評価してみましょう。
5段階評価の基準は、巻末のルーブリックを参照してください。

設問の理解	出題の意図および背景の理解	S A B C F
意見（主張）	設問と意見との関係	S A B C F
	独自性・独創性・発展性	S A B C F
理由（根拠）	事実に基づいた論証	S A B C F
	重要性・問題性	S A B C F
論理性・簡潔性	適切な論理展開	S A B C F
	簡潔な記述	S A B C F
表記・表現	誤字・脱字	S A B C F
	段落の設定	S A B C F
	制限字数	S A B C F
	文体の統一	S A B C F
	表現技法	S A B C F

生徒メモ欄

教員記入欄

チャプター5

レベルアップのための読書案内

本講で学んだことを元に、さらにブラッシュアップするための
おすすめの書籍情報を知り、その書籍の読み方を学びましょう。

講義メモ欄

生徒メモ欄

教員記入欄